

条例の概要

目的(1条)

○客引き行為等の禁止に関し必要な事項を定めることにより、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行し、又は利用することのできる環境を確保し、もって魅力と活力のある安全で快適な街の実現に資することを目的とする。

定義(2条)

- 客引き行為等：道路その他公共の場所において行われる客引き行為、客待ち行為、勧誘行為及び勧誘待ち行為。
- 市民等：市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者。
- 事業者等：事業(その準備行為を含む。)を行う者又はその従業者。
- 町内会等：町内会その他の地縁による団体(地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体。)及び商店街振興組合。

市・市民等及び事業者等の責務(3・4条)

【市の責務】

- 条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止に関し必要な施策を推進するものとする。
- 施策の推進に当たっては、町内会等及び警察署その他の関係機関と連携を図るとともに、必要な協議を行い、又は協力を求めるものとする。

【市民等及び事業者等の責務】

- 客引き行為等の禁止に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

禁止区域における事業者等の責務等(8・9条)

- 事業者等は、禁止区域において、屋外で従業者その他の者に事業に関する宣伝をさせるときは、その者に対し、客引き行為等の禁止に関する指導を行わなければならない。
- 市及び町内会等(禁止区域をその区域又は地区に含むものに限る。)は、禁止区域における客引き行為等をさせないための取組を協力して行うものとする。



禁止行為

(1)客引き行為等禁止区域内で以下の行為をすること又はさせること



①客引き行為
相手方を特定して、客となるように誘う行為



②客待ち行為
客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為



③勧誘行為
相手方を特定して、役務に従事するように勧誘する行為



④勧誘待ち行為
勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

(2)事業者等が、禁止区域で客引き行為をした者等から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせること

禁止されない行為

以下の行為については、条例による禁止行為とはなりません
●店頭で不特定多数の者に対して呼びかける行為
●通称用許可を取得して、ディスプレイ・チラシ等を配布したり、看板を掲げて宣伝する行為
※上記の行為であっても、客引き行為等に発展すれば、禁止行為となります

条例に関するお問い合わせ

仙台市 市民局生活安全安心部
市民生活課

TEL. 022-214-6145 FAX. 022-214-1091

仙台市客引き行為等の
禁止に関する条例

平成31年4月1日全部施行

資料3-4

客引き禁止



禁止される行為

1 客引き行為

2 客待ち行為

3 勧誘行為

4 勧誘待ち行為

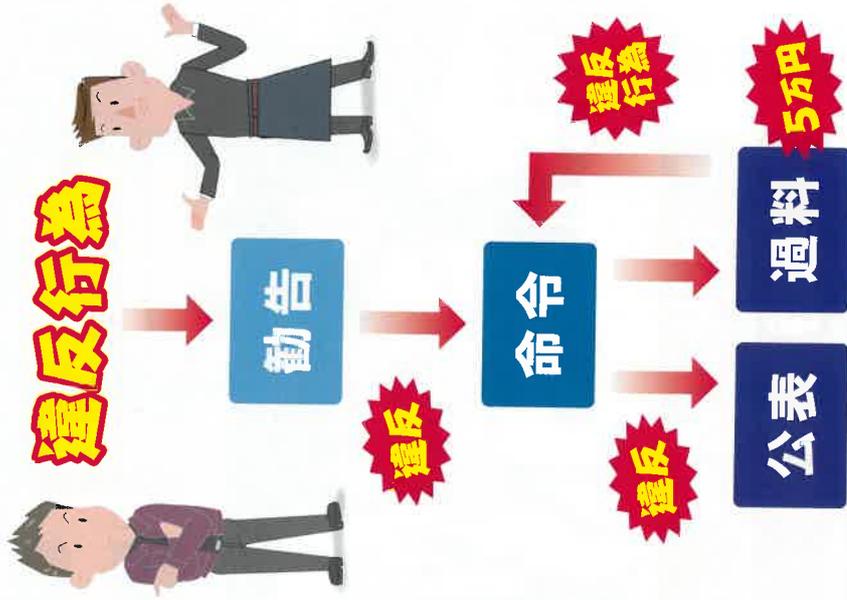
仙台市

罰則等について

禁止行為をした場合は、当該行為をしてはならない旨の勧告・命令の対象となります。

また、命令に違反した場合は、5万円以下の過料に処するとともに、氏名等を公表することがあります。

さらに、店舗等の従業者が過料を科された場合は、その店舗等にも同様に過料に過料が科されることとなります。



以下の場合でも、氏名等の公表や過料の対象となります。

- ・違反行為をした者が、必要な報告を求められたにもかかわらず、その報告をしなかったり、虚偽の報告をした場合
- ・店舗等への立入調査(質問)を拒んだり、妨げる等の行為をした場合

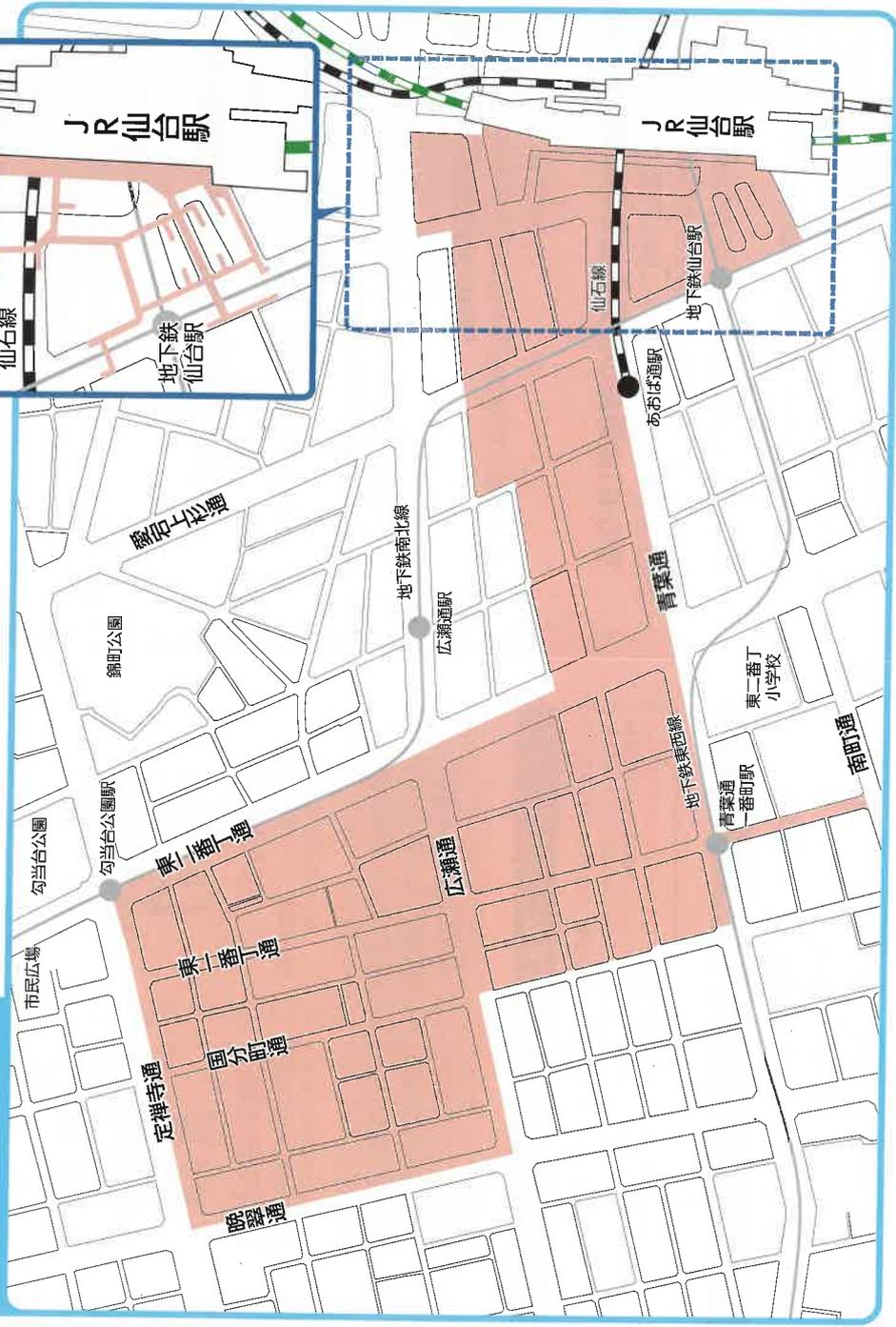
客引き行為等禁止区域について



市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行、利用することのできる環境を確保するため特に必要があると認める区域として、下記のとおり「客引き行為等禁止区域」が指定されています。

客引き行為等禁止区域図

禁止区域



ペDESTリアンデッキ部分拡大図

